新庄最上定住自立圏の形成に関する 協定の一部を変更する協定書

平成28年3月22日

新庄市 鮭川村

新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

新庄市(以下「甲」という。)と鮭川村(以下「乙」という。)は、平成27年6月25日に締結した新庄最上定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の3中第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 教育関係者に対する合同研修

取組の内容	子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、きめ細やかな教育
	環境の整備を図るため、教育関係者の研修の場の確保及び指導能力の向
	上を目指し、合同研修を行う。
甲の役割	乙と連携して、教育関係者に対する研修の企画調整を行うとともに、合
	同研修会を開催し、当該研修について、教育関係者への周知及び参加の
	取りまとめを行う。
乙の役割	甲と連携して、教育関係者の合同研修会を開催し、当該研修について、
	教育関係者への周知及び参加の取りまとめを行う。

別表第1に次のように加える。

5 生活・環境

(1) 斎場施設の共同管理・相互利用

取組の内容	圏域内における快適で衛生的な生活環境を維持するため、連携して斎場
	の設置、管理運営及び相互利用を行う。また、圏域に見合う持続可能な
	斎場施設のあり方について、検討を進める。
甲の役割	甲が設置する斎場施設の利用について、乙の住民に対する利用を可能と
	し、乙と連携して施設の管理運営にあたる。また、圏域に見合う持続可
	能な斎場施設のあり方について、乙と連携して検討を進める。
乙の役割	乙が設置する斎場施設の利用について、甲の住民に対する利用を可能と
	し、甲と連携して施設の管理運営にあたる。また、圏域に見合う持続可
	能な斎場施設のあり方について、甲と連携して検討を進める。

(2) ごみ減量化・再資源化の推進

取組の内容	循環型社会の構築を進めるため、ごみ等の処理を共同で実施するととも					
	に、ごみの減量化及び再資源化の推進に向けた連携についての検討を行					
	う。					
甲の役割	乙と連携し、圏域内におけるごみ処理に対する課題を整理し、ごみ等の					
	共同処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に向けた取り組み					
	についての検討を行う。					
乙の役割	甲と連携し、圏域内におけるごみ処理に対する課題を整理し、ごみ等の					
	共同処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に向けた取り組み					
	についての検討を行う。					

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順紀

乙 最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

鮭川村長 元 木 洋 介